



杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書

この協定は、平成18年8月26日に締結された友好協定の理念に基づき、災害が発生した際における、応急相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

(協定の趣旨)

第1条 杉並区及び東吾妻町（以下「両都市」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両都市が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両都市のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災都市は、他方に対して援助を要請するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ① 食料品
- ② 生活必需品
- ③ 応急対策用資器材
- ④ 炊き出し用燃料
- ⑤ 医療品

(2) 人的援助

- ① 職員の派遣
- ② ボランティアの斡旋
- ③ 避難住民の相互受入
- ④ 小・中学校への児童・生徒の臨時的入学

(3) その他要請のあった事項

(費用負担)

第4条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した都市の負担とする。

なお、援助を要請した都市が、費用を負担する時間的余裕がない場合は、援助の要請を受けた都市が一時立替えるものとする。

(援助物資等の情報交換)

第5条 両都市は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成18年10月10日から両都市の友好協



定が存続している間とする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項については、両都市で協議のうえ決定するものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、両都市の防災担当者が協議して別に定めるものとする。

平成18年10月10日

杉並区長 山田 宏



東吾妻町長 茂木 伸

